情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	•••	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	•••	5
-般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について		6

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局 自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	上野原タクシー株式会社(法人番号:5090001008070) 代表者 曽根 康弘
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県上野原市上野原2071 (本社営業所) 山梨県上野原市上野原2071
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月9日、法令違反の疑いがあることを端緒に 監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画の変 更認可違反(道路運送法第15条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点
	当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局 自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	富士急バス株式会社(法人番号:1090001008495) 代表者 古屋 毅
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県南都留郡富士河口湖町小立4837 (上野原営業所) 山梨県上野原市上野原3643
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月9日、法令違反の疑いがあることを端緒に 監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画の変 更認可違反(道路運送法第15条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点
	当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局 自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社島田交通(法人番号:1090002009666) 代表者 有賀 征夫
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県上野原市上野原1781 (本社営業所) 山梨県上野原市上野原1781-1
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月9日、法令違反の疑いがあることを端緒に 監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画の変 更認可違反(道路運送法第15条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点
	当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局 自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	金成商事株式会社(法人番号:4011801006981) 代表者 千葉忠雄
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区一ツ家3-26-11 (本社営業所) 東京都足立区一ツ家3-26-11
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 240日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年10月23日、定期的な監査を実施。10件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(5)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(6)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(7)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(8)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(9)運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 24点 当該事業者の累積点数 24点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和6年9月3日
(2)事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社 イサワ
	伊澤 秀郎
	東京都江戸川区西葛西2-1-15
(3) 当該行政処分等に係	本社営業所
る営業所の名称及び位置	東京都江戸川区西葛西2-1-15
(4)行政処分等の内容	事業の全部停止処分3日間及び輸送施設の使用停止処分28 5日車
(5)主な違反事項	定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第3条の3)
(6)違反行為の概要	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年5月17日及び同年6月27日に監査を実施。16件の違反が認められた。 (1) 乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項) (2) 疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項) (3) 健康診断未受診者による健康起因事故が発生したもの(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項) (4) 点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項~3項) (5) 業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項) (6) 業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項) (7) 業務記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項) (8) 運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) (10) 高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) (10) 高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) (11) 初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項) (11) 初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3) (13) 整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5) (14) 運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項) (15) 事第分条節(1項) (16) 事第の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 33点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 33点